一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター会員規則

（目的）

第１条　この規則は、一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター（以下「当法人」という）の会員制度について定める。

（会員の種類）

第２条　当法人には以下の4種類の会員をおく。

（１）賛助会員

当法人の主旨に賛同する法人。所定の入会申込用紙を提出し、入会金及び年会費を納めた法人を賛助会員とする。

（２）NMデータベース会員

ナチュラルメディシン・データベースのアクセス権の取得を目的とし、原則、情報を使用しないことを前提とする会員。所定の入会申込み用紙を提出し、入会金及び年会費を納めた法人をNMデータベース会員とする。

（３）NM情報会員

ハイクオリティ認証の取得はしないが、ナチュラルメディシン・データベースの情報を使用(使用許諾申請を別途行う)したいと考える会員。所定の申込用紙を提出し、入会金及び年会費を納めた法人をNM情報会員とする。

（４）NMHQ会員

１年以内にハイクオリティ認証、または機能性ハイクオリティ認証の取得を予定している法人。所定の申込用紙を提出し、入会金及び年会費を納めた法人をNMHQ会員とする。入会後1年以内にハイクオリティ認証、または機能性ハイクオリティ認証の申請が行われなかった場合は、原則、賛助会員またはNM情報会員に移行するものとする。

（入会）

第３条　当法人の会員となろうとする者は、別に定める会員申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第４条　当法人の会員は以下の区分に従って入会金及び会費を納めなければならない。既納の入会金及び会費は、当法人の理事会の決定以外いかなる事由があっても返還しない。

（１）賛助会員

入会金 55,000円、年会費88,000円とする。

（２）NMデータベース会員

入会金 33,000円、年会費26,400円とする。

（３）NM情報会員

入会金 110,000円、年会費66,000円とする。

（４）NMHQ会員

入会金 55,000円、年会費26,400円とする。

2　入会金及び会費は、理事会で別途定めることができる。

3　金額については消費税相当額を含むものとする。

（会費の納付）

第５条　当法人の会員は、当法人の事業年度を単位として当該年度の前年度3月末日までに一括して会費を納める。

2　入会金は入会時期に関わらず一定額とする。事業年度の途中で会員となった場合、初年度の会費は下記の算式に基づき、月割で会費の納入が認められる。

（１）賛助会員・・・・・・・・・・月額7,370円×入会申請時における事業年度の残月数

（２）NMデータベース会員・・・・・月額2,200円×入会申請時における事業年度の残月数

（３）NM情報会員・・・・・・・・・月額5,500円×入会申請時における事業年度の残月数

（４）NMHQ会員・・・・・・・・・ 月額2,200円×入会申請時における事業年度の残月数

3　事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（特典）

第６条　会員には以下の特典が付与される。

（１）賛助会員

（特典１）ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権

ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権が１法人ごとに３アクセス権（１つのID・PASSで同時アクセスできる人数）付与される。

特典の利用に際して事前に利用規約に同意の上、別途、同意書を提出するものとする。

（特典２）当法人主催の講演会へ会員価格で参加できる

（特典３）当法人メールマガジンが無料で配信される。

(2) NMデータベース会員

（特典１）ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権

ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権が１法人ごとに第7条に基づき１アクセス権付与される。

（特典２）当法人主催の講演会へ会員価格で参加できる

（特典３）当法人メールマガジンが無料で配信される。

（特典４）学術目的に限り、ナチュラルメディシン・データベースからの情報を許諾申請なく引用できる。商用でナチュラルメディシン・データベースからの情報を使用していることが発覚した場合には、当センターからの指導・措置に従うものとする。但し、機能性表示食品届出制度への届出利用については、別紙、「機能性表示食品届出制度への届出におけるナチュラルメディシン・データベースのご利用について」のと

おりとする。

(3)　NM情報会員

（特典１）　ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権

ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権が１法人ごとに第7条に基づき１アクセス権付与される。

特典の利用に際して事前に利用規約に同意の上、別途、同意書を提出するものとする。

（特典２）　当法人主催の講演会へ無料で参加できる。

（特典３）　当法人メールマガジンが無料で配信される。

（特典４）　ナチュラルメディシン・データベースの使用許諾

・学術目的でナチュラルメディシン・データベースからの情報を許諾申請なく引用できる。

・機能性表示食品届出制度への届出利用については、別紙、「機能性表示食品制度への届出におけるナチュラルメディシン・データベースのご利用について」のとおりとする。

・機能性表示食品に関連しない製品においては、製品ラベル・製品ホームページ、広告等の商用目的について、自社を販売者とする製品の5製品までは、使用許諾料を別途支払うことなく、ナチュラルメディシン・データベースの情報を使用できる。6製品以上に情報の使用を希望する場合は、追加で10製品までは66,000円／年、以降は20製品単位で66,000円が加算されるものとし、111製品以上は追加で一律66,000円／年を支払う。使用する際には、所定の様式を用い、事前に使用許諾申請を行うこと。

・使用許諾申請を行わずにナチュラルメディシン・データベースからの情報を使用したことが発覚した場合には、当センターからの指導・措置に従うものとする。

（特典５）　新規入会特典として、ナチュラルメディシン・データベース【書籍版】が一冊贈呈される。

（特典6）　ナチュラルメディシン情報関連サービス(レファレンス問合せ・翻訳、作用機序の考察、一日の投与量考察等）を会員価格で利用できる。

(4)　NMHQ会員

（特典１）　ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権

・ナチュラルメディシン・データベースオンライン版のアクセス権が１法人ごとに第7条に基づき1アクセス権が付与される。

特典の利用に際して事前に利用規約に同意の上、別途、同意書を提出するものとする。

・複数のハイクオリティ認証製品を取得している企業は、取得製品の数に応じて以下の表の通り、追加でアクセス権が付与される。

ハイクオリティ認証	ナチュラルメディシン・データベースアクセス権の数

取得製品数	（一つのID・PASSで同時アクセスできる人数）
1	口数と同じアクセス数
2～5	1アクセス権追加
6～	2アクセス権追加

（特典２） 当法人主催の講演会へ無料で参加できる。

（特典３） 当法人メールマガジンが無料で配信される。

（特典４） ナチュラルメディシン・データベースの使用許諾料

・学術（申請）目的でナチュラルメディシン・データベースからの情報を許諾申請なく引用できる。

・ハイクオリティ認証製品には、認証内容を製品ラベル・製品ホームページ、広告等に無料で使用できる。

・認証製品以外の製品にナチュラルメディシン・データベースからの情報を使用する場合には、自社を販売者とする製品の5製品までは、使用許諾料を26,400円/年を支払い、情報を使用できる。6製品以上に情報の使用を希望する場合は、追加で10製品までは26,400円／年、以降は20製品単位で66,000円が加算されるものとし、111製品以上は追加で一律66,000円／年を支払う。使用する際には、所定の様式を用い、使用許諾申請を行うこと。

・使用許諾申請を行わずに商用でナチュラルメディシン・データベースからの情報を使用したことが発覚した場合には、当センターからの指導・措置に従うものとする。

（特典５） 新規入会特典として、ナチュラルメディシン・データベース【書籍版】を一冊贈呈される。

（特典６）相互作用提供サービス、およびSR代行サービスが会員価格で利用できる。

（特典７）ナチュラルメディシン情報関連サービス(レファレンス問合せ・翻訳、作用機序の考察、一日の投与量考察など)を会員価格で利用できる。

（ナチュラルメディシン・データベース オンライン版の利用）

第７条　アクセス権は利用方法に応じた部署単位で付与される。

２　ログインごとに利用規約に同意したものとする。

３　利用規約の同意のほか、利用目的に応じた同意書の提出を求められた場合にはこれにしたがうものとする。求められた日から30日以内に従わない場合には第9条に基づき退会手続きをとる。

４　第10条に基づく退会により利用資格を喪失し、利用に伴う使用許諾等は一切無効になる。退会後に無断利用等が発覚した場合には当センターからの指導及び措置に従うものとする。

（会員入会手続き）

第８条　第３条に規定の会員申込書により当法人が申し込みを受領し、入会に特段の不具合が認められない場合は仮入会を認められたものとする。

2　仮入会が認められた場合、申込者は、第4条に規定する入会金、および初年度の会費を指定する期限までに納入しなければならない。期日までに入金が確認できない場合は、入会申し込みは無効とする。

3　仮入会が認められた申込者には第6条の会員としての会員番号および特典が付与される。

4　入会後に開催される理事会にて、入会の許可を得ることにより正式な入会となる。

5　理事会にて入会が不許可となった場合は、入会が取り消されたものとし、支払い済の入会金、年会費は返却される。

（会員種別変更手続き）

第９条　会員は、諸事情により賛助会員、NMデータベース会員、NM情報会員、NMHQ会員への種別を変更できる。所定の変更届を当法人宛に提出し、理事会で審議の上、変更が認められれば、次年度から適用される。原則として事業年度内での変更は認められない。

（退会手続き）

第10条　賛助会員、NMデータベース会員、NM情報会員、NMHQ会員から退会を希望する場合は、所定の退会届を退会日の30日前までに当法人宛に提出しなければならない。

2　事業年度の途中で退会する場合でも、一旦支払われた入会金、会費は返還されない。但し、特典は事業年度末まで有効とする。

3　次年度以降に更新をしない場合は2月末までに退会を届け出るものとする。退会により、特典は当年度の事業年度末で無効になる。

4　年会費等が所定の期限までに支払われなかった場合は退会の意思と同等であるとみなすものとする。

5　特典のナチュラルメディシン・データベースの利用規約および同意書に反する行為が発覚した場合には発覚した日を以って退会するものとする。または当センターからの指導・措置に即日従うものとする。

（制定・改訂履歴）

平成27年（2015年）6月1日　改訂・施行

令和5年（2023年）2月27日　改訂

第2条の(2)NMデータベース会員の資格情報を補足。

第4条以降の金額表示を税込み総額とする。第4条3項を削除。

第6条の特典の名称を変更（WEB版をオンライン版に変更）し、改訂に伴う情報を補足。

第7条として（ナチュラルメディシン・データベース オンライン版の利用）を追加。以降の条項を繰り下げ。

第10条の1項および3項を変更、4項を削除、新たに4項および5項を追加。

令和6年（2024年）1月4日　改訂

第2条の(2)NMデータベース会員の資格情報を変更・補足。

第6条の特典の各項の内容を変更し、改訂に伴う情報を補足。